

議 事 録

平成28年第3回定例会

[一般質問]

平成28年9月8日（木）

開 議	
議 長	皆さんおはようございます。 本日の出席議員は16人につき、定足数に達しております。 これから、本日の会議を開きます。 (10:00)
日程第1	
議 長	日程第1 一般質問を昨日に引き続き行います。 質問の通告がありますので、順次発言を許します。 4番 山本一洋議員
山本議員	改めましておはようございます。 通告に従いまして、今回は2点について質問をいたしますので、よろしくお願いをいたします。 まず、1点目ですけれども、資源の有効利用の推進について、お尋ねをいたします。 ごみ焼却場サン・ポートが稼働いたしまして14年が過ぎましたが、サン・ポートへのごみの搬入量は年々増加の傾向にあるのではないかと考えております。 以前はごみの量を減らす目的で、資源の有効利用をするために、洗ってきれいにすれば有価物や資源となるということを、区長さんや環境美化推進委員さん方を通じて、積極的に推進をしてこられました。当初に比べまして可燃ごみや不燃物ごみの分別が、言い方はちょっとあれですけども、雑になってきているのではないかというふうに、そういう意見を住民の多くの方からいただきます。 そこで、再度原点に戻り、住民の方への啓発を強化すべきではないかというふうに思っております。そのことがひいては、町からの負担金の軽減に繋がるのではないかというふうに思っております。いくつかの質問をいたします。 まずは、本町における一般廃棄物（家庭ごみ）の搬出量の推移と、ごみ処理にかかる経費の状況について、お尋ねをいたします。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	おはようございます。 一般廃棄物処理の事務的な内容でございますので、担当課のほうからご説明をさせていただきます。 筑前町の過去3カ年のごみの量の推移につきまして、まず可燃ごみですが、平成25年度6,942t、26年度7,049t、27年度7,050tと、3年間で108tの増でございます。 次に粗大ごみですが、25年度682t、26年度727t、27年度801tと、3年間で119tの増でございます。 そして資源ごみにつきましては、25年度431t、26年度437t、27年度454tと、3年間で23tの増でございます。 3種類のごみを合計しますと、25年度8,056t、26年度8,214t、27年度8,306tと、3年間で250t増の増加率3%となっておりまして、一般廃棄物の搬出量は増加傾向にあります。 1人当たり1日のごみ搬出量ですが、25年度は757g、26年度は772g、27年度で781gと、3年間で1人当たり、1日24g増となっております。以上でございます。
議 長	山本一洋議員
山本議員	ごみの量については、事務局に伺えば済むような話ではございますけれども、今から質問いたします内容に、この量の部分がかかわってくると思われましたので、敢えて聞いている次第でございます。

	可燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみの搬出量は3年間で250t増で、3%の増となっているというふうに言われました。また、増加傾向にあるようでございますが、1人当たりのごみの搬出量も1日24g増となっていることは分かりましたけれども。 それでは、ごみ処理運営費の推移について、ちょっとお尋ねをしたいと思います。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	お答えいたします。 サン・ポートへの筑前町負担金から建設時の起債償還金を除きましたごみ処理にかかる運営費でございますが、平成25年度2億5,900万円、26年度2億5,200万円、27年度2億6,000万円でありまして、26年度が修繕費の関係で若干下がっておりますが、微増の傾向にあります。以上です。
議 長	山本一洋議員
山本議員	ごみの量の増加傾向に伴って、これもまた微増傾向にあるようでございます。 ごみの減量化とリサイクルの普及・啓発について、お尋ねをしていきたいと思えます。 このままごみが増え続けると、サン・ポートでは処理能力の限界に近づくのではないかというふうに思っておりますが、この件について、どのようにお考えか、お尋ねをいたします。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	お答えいたします。 サン・ポートの2市2町1村の構成市町村会議の中で、ごみ減量化、資源化の協議を行っているところでございますが、近年のサン・ポートへのごみ搬入量の増加により、このまま増え続けると近い将来に、処理能力を超過するような推計が、サン・ポートで見込まれております。 ごみ搬入量増加の1つの要因としまして、合併来人口が200人程度増加しておりますが、それとは別に、世帯が10年間で約1,000世帯の増加、ここ3年間では450世帯が増えているもので、世帯増に伴う搬入量増が考えられるところでございます。 しかしながら、そのようにならないように、各構成市町村がごみ処理計画を重点施策として取り組みまして、直接搬入料金の見直し等を含めたごみの減量化対策を行うことが急務というふうに考えているところでございます。以上です。
議 長	山本一洋議員
山本議員	人口増、世帯増に伴うというふうなこともお話がありましたけれども、このままごみが増え続けると、近い将来には処理能力を超過するというふうに、サン・ポートでも見込まれているということのようです。 そのような危機意識が町民の方々に対して浸透しているのかなというふうに思っています。 私も家庭でごみの分別をして、ごみを出しておりますけれども、プラスチック製のごみとか紙製容器包装を徹底して分別をすれば、燃えるごみの量は相当減っていくように思います。 ごみ処理にかかる運営費を少なくするためにも、再度分別の徹底を図り、ごみ減量化に取り組む必要があると思いますが、いかがお考えでしょうか、お尋ねします。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	お答えいたします。 ごみ減量化対策としまして、資源ごみリサイクルについては、地域の分別収集と合わせ、区長をはじめとする環境美化推進員やステーションリーダーの協力を得て、合併前からしっかりと取り組んでおります。住民の方にもかなり定着していると思われ

	ます。 過去3カ年の資源化物搬出量の推移でございますが、平成25年度351t、26年度358t、27年度375tと、3年間で24t増の、増加率6%なので、ごみ全体量と比例しまして、資源化、リサイクルも進んでいるものとなっております。 特に家庭で多く発生しますプラスチック製及び紙製容器包装については、全体の資源化物排出量の1割で、35トンほど資源化されております。 この2つは、そのままごみ袋に入れますと可燃ごみとなるため、まずは家庭での分別を徹底し、資源化していただきますようお願いをしているところでございます。以上でございます。
議 長	山本一洋議員
山本議員	区長さんなり環境美化推進員さん方のご努力も十分分かっておりますけれども、私も当番のときに区の収集日の手伝いにまいりますけれども、特に雑物、ビンについて、以前は有価物になるために洗って出そうというような啓発をされて、できるだけ洗って出していたように思っておりますが、近ごろはですね、少し汚れていても、安易にこの雑物で、はい、雑物で出しなさいというふうな形で、それぞれしてある区と少し遅れている区があるんじゃないかというふうに思います。そういうふうな風潮があるのではないかと考えているのですが、生ごみの軽減策として、生ごみ処理機の補助事業もなされているようでございますし、件数としては少ないようですけれども、その他の対策も検討なされているとは思いますが。 例えば町内のいろいろあつてところの、町内によってばらつきがあると思いますので、それぞれ役員さんが違うところの地域に行って、出向いて、見学をして、やっぱ自分とはどうかというような形のですね、研修をなさるというのも大事なことでないかと思います。 そういうふうな部分について、ちょっとどういうふうにお考えか、お尋ねをいたしたいと思います。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	お答えいたします。 町から各家庭に分別用のですね、家庭ごみの正しい分け方・出し方のカラーポスターを保存版として配布しております。 その中にビンの出し方について、必ず中を洗っていただくように記載をしております。 また、日ごろの慣れから来る手抜き等の防止のため、現場の対応としましては、毎年4月に開催しております環境美化推進員及びステーションリーダーの会議の中で、ごみの正しい出し方について細かい研修を行っております。 そして毎月の分別収集の際に、現場での監視指導をお願いしているところでございます。 冒頭申し上げましたように、一般廃棄物の搬出量は増加傾向にあります。サン・ポート構成市町村会議の中でも、ごみ減量化対策を重点的に協議しているところでありますし、やはり啓発が大事でありますもので、町単独でも広報紙でごみ減量の工夫、特集を組み、1番に、ごみになるものを買わない、2番に、ごみにしない工夫を、3番に、繰り返し使う再利用を、そして最後に、分別資源化を町民の皆様に周知徹底していきたいというふうに考えるところでございます。
議 長	山本一洋議員
山本議員	いろいろな取り組みをされているようでございますけれども、町内のある区では、分別の収集日前に区内の放送で、ごみの出し方についての注意事項を毎回されるようでございます。そのときに、もう毎回洗って出すという徹底をされるそうです。

	サン・ポートへの、何度も申し上げますけれども、サン・ポートへのごみの搬出量が増えるということは、ごみ処理にかかる余計なお金がかかってしまうわけでございますので、町の負担も増えるというわけでございます。 そうならないためにも、今後ともなお一層の住民啓発の徹底をされることで、一人ひとりのごみの量を減らす取り組みがとても重要ではないかというふうに思っておりますので、今後とも啓発を含めて取り組みをよろしくお願いしたいというふうに思います。 次の質問に移りたいと思います。 2点目の学校教育、社会体育における指導者及び子どもたちの支援について、お尋ねをいたします。 既に皆さん方もご承知のこととは思いますが、それぞれの中学校の正門前に、子どもたちの活躍を記した立て看板がたくさん掛けてありました。特に、夜須中学校生徒の活躍は、目を見張るものがあったと思います。 優秀な成績を残した子どもたちも、そうでなかった子どもたちも一生懸命に頑張った姿に拍手を送りたいというふうに思っております。 そこで、各学校における夏季大会での成績と子どもたちの指導をされている先生方についてのお尋ねをいたします。 また、本町はたいへんスポーツの盛んな町で、さらにこのスポーツの振興による交流人口を増やすための方策についてもお尋ねをいたしますので、よろしくお願いをいたします。 既に広報でのお知らせ等は出しておりますけれども、最初に、中体連での夏季大会やスポーツ少年団の九州、全国大会への状況と町の支援はどのようになっているか、ということをお尋ねしたいと思います。
議 長	教育課長
教育課長	たいへん喜ばしいことでありますので、たくさん紹介したいと思っております。 議員のほうからも市郡大会からお願いしたいということでございますので、優勝、成績優秀の団体、個人を紹介いたします。 三輪中でございます。夏季大会の成績でございます。 市郡大会優勝、団体、バスケットボール女子、ソフトボール、卓球男子、卓球女子、剣道男子、サッカー、計6団体が市郡大会で優勝をしております。 次に市郡大会の個人の優勝であります。 卓球男子、剣道男子、柔道女子57kg、水泳100m自由形。 次に、地区大会の優勝、これは、剣道の女子個人であります。 次に、県大会の優勝、団体です。 弓道男子、弓道女子、なお弓道につきましては、九州大会、全国大会への出場となっております。 また、弓道男子におきましては、九州大会では順位は付けないそうでございますけれども、全国大会に進んでおります。 個人では、九州大会5位、全国大会6位という成績でございます。 次に、夜須中学校を紹介いたします。 市郡大会優勝の団体の部でございます。 柔道男子、ソフトテニス女子、野球、この3団体でございます。 次に、市郡大会の個人の優勝を紹介いたします。 柔道男子、体重別でございますけれども、7階級すべての階級で優勝をしております。 次に、柔道女子でございますけれども、52kgで優勝をしております。 それから、ソフトテニス女子、優勝でございますけれども、これは1位から3位独占でございます。

	卓球女子も優勝しております。 次に、地区大会の優勝、個人でございます。 柔道男子、81kg、陸上男子1500m、女子1500m及び800m、また、バドミントンの男子ダブルスでございます。 次に、県大会優勝の個人でございます。 柔道男子、55kg、ソフトテニス女子でございます。 九州大会出場ですけども、柔道男子が4階級で出場しております。ソフトテニス女子、また陸上男子1500mも出場です。バドミントンの男子ダブルスも九州大会に出場しております。 次に、全国大会でございますけども、柔道男子個人、55kgが全国大会に出場しております。 支援のほうもここでよろしいでしょうか。 まず、地区大会、県大会の助成でありますけども、これは予算化をしております。当初予算で予算化をしております。 三輪中で73万8,000円ほどでございます。 次に、九州大会、全国大会でございますけども、これは予算化しておりませんので、予備費から充てております。 九州大会、11万7,000円ほど、全国大会、72万円でございます。 三輪中合計で、157万5,000円を助成しております。 なおかつ運動部ではございませんけども、吹奏楽部でも10万円ほど助成をしております。 次に、夜須中でございます。 市郡大会から県大会、155万3,000円のバス代等の助成でございます。 九州大会で85万円ほど、全国大会で31万円ほど、合計で271万2,000円でございます。 なおかつ夜須中の吹奏楽部におきましても、17万4,000円ほどのバス賃なり楽器の運送代なり助成しておりまして、両方合わせまして430万ほどでございます。以上でございます。
議 長	生涯学習課長
生涯学習課長	続きまして、スポーツ少年団の九州大会、全国大会への町の支援について、回答いたします。 本町は、スポーツ少年団の活動が非常に活発でございます。スポーツを通して体力増進、健全な精神の涵養をはかることは、有意義なことでございます。 町では、筑前町全国規模大会出場補助金要綱を定めております。 補助対象は、筑前町体育協会及びスポーツ少年団に所属する団体または個人、それ以外の団体に所属する個人も認めておりますが、全国規模大会に出場する際の旅費、宿泊等の経費でございます。 なお、補助金は、旅費、宿泊等の経費から体育協会の助成金及び賛助寄付を差し引いた2分の1になっておるところでございます。 なお、九州大会への補助金は、現在のところございません。 また、全国大会出場者は、町で情報を得た場合には、めくばーる学習館、コスモスプラザに、何々大会出場という張り紙をして、広報をしておるところでございます。 27年度全国大会の実績でございますが、空手道、少林寺拳法、ソフトテニスの3団体、野球、硬式テニス、アイスホッケーの3個人で、補助金は85万程度でございます。 それから28年度、8月末現在でございますが、ソフトテニス、レスリング、野球が出場しております。以上でございます。

議 長	山本一洋議員
山本議員	これも事務局に聞けば分かる話ではございましたけれども、敢えてですね、広く町民の方に知っていただきたいということで、ちょっと今、話を聞いたわけでございます。 各学校に相当の支援もされているというふうなことは、お分かりいただいたと思いますが。 社会体育の分野の中で、全国規模の補助要綱があるというふうに言われましたけれども、団体それからスポーツ少年団に加入をしている方の方ですけれども、それ以外の高校生、大学生等々全国大会などで活躍していると思いますが、そのところはどんなふうになっているのでしょうか。
議 長	生涯学習課長
生涯学習課長	お答えいたします。 スポーツ少年団に関しましては、先ほど申しましたように、町のスポーツ少年団以外の団体に参加している子どもたちも対象にしておるところでございます。 また、大人の方につきましては、町のほうで予算化をしております、27年度も町の体育協会では8団体、46万円程度補助しておるところでございます。
議 長	山本一洋議員
山本議員	登録をしてない人については、ちょっと話が見えなかったもので、また後でしたいと思いますが。 それでは、現状は分かりましたので、次に移っていききたいと思います。 私は、去年の6月の一般質問で、学校の先生方の負担軽減の提案をしておりました。その後の対応をどのようにされたのかについて、お尋ねをしていきたいというふうに思います。 最近新聞紙上でも、部活動における先生方の多忙化についての記事が載っておりますけれども、先生方は、朝6時半過ぎから学校での朝練に始まり、夜も7時過ぎまで学校に残り、翌日の授業準備をしたりして、土日は大会、練習試合へと、本当に大変な過重労働をされているのではないかと思います。 私も先生方にお話を伺いましたが、部活動による教育効果や生徒指導の重要性などを強調され、そのことが当たり前のように話される先生、情熱を持っておられる先生方もおられ、本当に頭の下がる思いでございました。 また、保護者の方も部活動による子どものがんばりや責任感、連帯感など、学校や教師に求め、子どもたちの教育に熱くなられている保護者の方も多いのが現状ではないかというふうに思います。 何度も申し上げますけれども、今、先生方は、本来の学力の強化に加え、いじめや不登校などの課題の対応にも追われていて、部活動とは別に、研修や教材研究などの時間も必要であるため、負担軽減策が求められているのではないかと思います。いかがお考えか、教育長にお尋ねいたします。
議 長	教育課長
教育課長	教育長にということでございますけれども、私のほうから答弁させていただきます。 平成27年6月議会におきまして、山本一洋議員から中学校の運動部活動における教職員の負担軽減策として、外部指導者の積極的活用につきまして、ご提案をいただいております。 このことにつきましては、回答しておりますとおり、部活動が教育活動の一環として行われていることから、生徒の実態や技術的指導力等を総合的に勘案の上、学校長が任用の判断を行っており、教育委員会といたしましては、学校長からの外部指導者の登用について、具体的な支援の要請等があれば、積極的に行うこととしております。

	現在、各中学校では、福岡県教育委員会が実施する中高等学校等部活動活性化プロジェクトを活用して、それぞれ1名ずつの外部講師を任用しております。活用先の部活動は、共に軟式野球部となっております。 この他に三輪中学校では、柔道部、弓道部、バレー部で6名、夜須中学校では、剣道部、柔道部、ソフトテニス部等で8名の外部指導者を学校独自に登用し、部活動担当職員と協力し、魅力ある部活動を積極的に行っていただいております。 教育委員会といたしましては、週1回の部活動完全休養日の徹底の指導を行うとともに、各学校の取り組みを積極的に支援し、部活動の充実や活性化、教職員の負担軽減に取り組んでまいります。 議員もご承知かと思いますが、外部指導者活用につきましては、学校との顧問との関係、あるいは保護者との関係、部活動における事故等の関係、いろんな部分がありますので、教育委員会から頭ごなしに登用するというのは、なかなか難しいものがあるというふうに考えております。
議 長	山本一洋議員
山本議員	今の回答で、私は、教育長に話を聞きたかったわけでございまして、前段に、先生方の姿、先生方の実際の姿をやられている、十分ご存じだとは思いますが、その先生たちの姿をどのように捉えてあるかということ、教育長に聞きたかったわけでございますので、今後は教育長が答えてください。よろしくお願いします。 今、話の中でですね、外部指導員の話も聞きました。答えられました。 それで、外部指導員のところに入っていきたいと思っておりますけれども、教育委員会としても、前回も話があったわけですが、先生方が働きやすい職場環境の整備や人的、物的支援をしているということでありましょう。 それは分かりますけれども、現在、三輪中学校で15部、夜須中学校では17部の文化・体育の部活動があっております。 従来に比べ生徒数も減っており、そのことでクラスも減り、また、教職員の数も減ってきたわけでございます。 しかし、子どもたちは減ってきた、先生も減ってきたけれども、体育・文化部の数は減っていないわけでございます。以前は複数で部活を持っておられた先生方も、人数が減ってきたために、部活動も1人で持たなければならないという現状だと思います。 これに増して、先ほども言いましたけれども、研修、それからいろいろな、今後も予定をされておりますが、英語教育の話、そういうことで、どんどん事業そのものが増えてきているというようなことの中でですね、再質問になろうと思っておりますけれども、外部指導員を雇ってですね、負担軽減をはかってはということ、私は思っておりますので、再度教育長にお伺いをしたいと思います。
議 長	教育長
教 育 長	お答えいたします。 先ほど課長が答弁いたしましたように、福岡県の教育委員会が実施をいたしております中高等学校運動部活動活性化プロジェクト、これをですね、町といたしましても、積極的に利活用をしてまいりたいと、そのように考えております。 また、国のほうも現場の状況というのは、十分把握いたしております、学校のチーム力をですね、もう少し向上させようというようなことで、教員以外の職員等の配置も、今、検討されているやに聞き及んでおります。 国等におきましても、学校現場の状況等をしっかり踏まえまして、教育委員会として、また、教育長の全国の協議会もございますので、国のほうに対しましても、より学校現場の実態に即した組織力が高まるようなですね、要望活動は今後とも積極的に

	進めてまいりたいと、そのように考えております。
議 長	山本一洋議員
山本議員	分かりました。 先ほど課長の話の中でも出てまいりましたけれども、現在、三輪と夜須中学校、両中学校で20名ほどの外部指導員さんがおられるというふうにお聞きしましたが、外部指導員につきましては、生徒の技術の向上やマナーの向上をはかったり、職員の補佐的役割など教育の一翼を担う立場として、また、職員の負担軽減のためにもたいへん重要な役割を果たしているということは、何度も申し上げているとおりでございます。 前回教育長が、私の質問の回答の中に、地域とともに育む学校づくりに、この外部指導員資するものだと言われましたし、また、今の話の中で、チーム力というようなことも言われました。 本当に先生方はたいへん頑張っておりますけれども、やっぱり地域の力というのが、私は本当に大事ではないか。そして地域で子どもたちを育むという形もできるのではないかと。そういう立場からですね、ボランティア、外部指導員がボランティアだけ、今、ボランティアのような形です。 ボランティアだけにとどまらず、活動に対しての交通費等を含めたですね、補助、助成が必要ではないかというふうに思っておりますけれども、その点について、お考えをお伺いいたします。
議 長	教育課長
教育課長	外部指導員の交通費、賃金等も含めてとは思いうndすけれども。 どこは出して、どこは出さない、ばらつきあるいはいろんな部分があると思うんですけれども、学校の意向を踏まえてですね、今後検討をしたいと考えております。 ただ、例えばバレー部の外部指導員はボランティアでいいよと言われた場合、あるいは野球の方は頂戴と言われた場合、その判断は非常に難しいものがあると考えております。
議 長	山本一洋議員
山本議員	苦しい答弁かなと思いますけれども。 今後ですね、いろいろ調べてみますと、時間に対していくらというふうな報酬等をしているところもあります。費用弁償的なところもあります。そういうところも含めてですね、今申し上げますような、実態を少しでも、十分分かってらっしゃるかもしれませんけれども、もう少し先生方の意見、管理職だけにとどまらずお話を聞いていただいて、今後対応をお願いしたいというふうに思っています。 次の質問に移ります。 昨年の決算特別委員会の中で、各種スポーツ大会への招へいや合宿、イベントなどを通して、スポーツによる交流人口を増やすための方策について、お尋ねをいたしました。それ以降の対応について、お伺いをいたします。
議 長	生涯学習課長
生涯学習課長	今の質問にお答えする前に、先ほどの高校生、大学生等の全国大会への補助についての回答を、訂正をしたいと思います。 全国規模大会出場補助金交付要綱には、町の体育協会あるいはスポーツ少年団に属する団体、個人、そしてプラス、町のスポーツに貢献していると特に認められる団体及び個人が補助対象になるということでございますので、高校生、大学生も補助の対象になるということでございます。 それから、続きまして、今の質問に対する回答でございます。 先ほどの質問でもお答えいたしましたように、スポーツ少年団活動は、非常に活発

	でございます、独自に交流試合、それから合同練習、大会を通して、スポーツの活性化に努めているところでございます。 今、議員が言われましたように、昨年の9月の決算特別委員会で、町のスポーツ少年団主催で、大会を町内で開催してほしい、また、運営費の一部を補助する仕組みをつくってほしいという意見がございました。 そのことを受けまして、平成28年度当初予算に、筑前町スポーツ少年団事業費補助金というのを15万円計上しているところでございます。 補助対象は、スポーツ少年団が当該団体以外の者を参加対象として、大会を行うものとしております。各団体1回限りで、補助金の上限は3万円となっております。 なお、このことにつきましては、年度初めのスポーツ少年団本部委員会で、各部に周知をしているところでございます。以上でございます。
議 長	山本一洋議員
山本議員	早速対応していただきありがとうございました。 子どもたちの大会を計画すればですね、種目によっては違いがあるとは思いますが、大体1チームに選手、コーチ、それから保護者を含めて20名から30名ぐらいの子どもたちが、保護者を含めて集まります。 1つの大会に10チームから15チームの規模はあるとしたならば、それだけでも全部合わせれば、5団体ぐらいがあるというふうに聞いておりますが、2,000人から3,000人の方々が県内外から、この筑前町に来られるわけでございます。そういうふうに推察できます。 また、先日も子どもたちのレスリングの大会が農業者トレーニングセンターでありました。私もその場に参加をさせていただきましたが、福岡市内や北九州から保護者の方だけでも250名ほどの方が集まっておられ、盛大な大会となっております。 この大会の主催をした人と話をする中で、大会要項と一緒に町のPRをしてはどうかということになり、企画課のほうでの協力で、観光パンフレットやみなみの里、それから大刀洗平和記念館のパンフレットを用意していただき、配布をいたしました。 このような大会を催すときに、児童・生徒が主役であることはもちろんですが、応援には保護者やおじいちゃん、おばあちゃんまで筑前町に来られるようになるわけでございます。 それに付随して、例えば食事の面では、みなみの里の弁当や農産物をアピールしたり、また、花立山温泉とタイアップして、いろいろなサービスを提供することなど、行ってはどうかというふうに私は思っています。 また、そのようなことを、今年度から活躍をされております地域おこし協力隊の方にコーディネーターとしてサポートしてもらえれば、町としても情報を発信するいい機会になるのでは、そしてまた、町の活性化に繋がるのではないかと考えておりますが、どのようにお考えでしょうか、お尋ねをいたします。
議 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 地域おこし協力隊の件でございますので、企画課のほうで回答させていただきます。 議員ご承知のように、地域おこし協力隊につきましては、新たな視点や発想により、地域の活性化と現地な町づくりを目指すということで、筑前町の魅力をですね、町内外に発信していくことが任務でございます。 協力隊は、観光ツーリズムプランナー、大刀洗平和記念館ブラッシュアップ研究員、筑前魅力デザイナー、農林資源活用プランナーと、4つの任務に就きまして、5名が活動しているところでございます。

	協力隊の任務につきましては、今申し上げたとおりでございますし、先ほど議員からもお話ございましたように、各種スポーツ大会を開催した場合は、町内外からたくさんの方が来ていただいております。町にお金を落としていただくことについては、町の活性化に繋がることも考えておりますし、先ほど言われましたご提案や、あと大会の要綱等にですね、ファーマーズマーケットみなみの里や大刀洗平和記念館、民間の温泉等も含めたPRも掲載していけば、一層周知が図られるのではないかなというふうに思っております。 ご質問の地域おこし協力隊の、大会運営についての関わりでございます 実は、協力隊それぞれの役割に応じて、既に事業の着手、またはその準備にかかっておるところでございます。 スポーツ観光という視点でいけばですね、連携できる方策もあるというふうには思いますけれども、大会運営そのもののコーディネートをどこまで協力隊がしていくのかというのは、少し議論があるところかなというふうに思いますし、各団体の主体性や生涯学習課との連携が先決ではないかなというふうにも考えておるところでございます。 今後は、各種スポーツ大会等の状況を、こちらのほうでも把握をさせていただきながら、多目的運動公園の活用、城山地域の活性化の議論の中でもですね、検討してまいりたいというふうに思っております。以上でございます。
議 長	山本一洋議員
山本議員	今後の検討というふうなこともあるかもしれませんが、協力隊の隊員の方がお持ちの、持っておられるノウハウというか、ものをですね、いかに活用するか、期限が決まっているわけですから、ぜひともですね、素晴らしい能力を活用を、すぐにもしていただきたいというふうに思っています。 現在、もう何度も申し上げますけれども、現在スポーツ少年団に加入している児童・生徒は20団体、545人の方がおられて、三輪中学校では15部。夜須中学校では17部の文化や体育の部活動が盛んに行われています。 そのことが筑前町の青少年の健全育成に大きな役割を果たしているということは、誰もが認めるところではないかなというふうに思います。 このような子どもたちの力や地域の力を活用して、スポーツの振興を進めることにより、交流人口を増やすことで、町長言われます、稼ぐという視点も重要ではないかなというふうに思います。 平成27年3月議会の一般質問において、私は、スポーツによる観光振興のテーマで質問いたしました。 そのとき町長は、観光の視点で、民間とジョイントをした政策は大事だと思うと答えられました。 それで、私の提案でございますけれども、人選についてはいろいろあるかとは思いますが、例えば芸人として、今、テレビ等で活躍をされている町田隼人さんなどを観光大使として起用することにより、さらに筑前町を県内外に向けて情報発信することに繋がるのではないかなというふうに思いますが、町長はどのようにお考えでしょうか、お尋ねをいたします。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 筑前町がですね、ようやく観光というものが経済効果を生むんだということが、いくらか実感できるような雰囲気ができたのではなかろうかと、思うところがございます。 私は、合併前から、観光的で経済効果を発揮しているのは、ゴルフ場と花立山温泉

	ではなかろうかと思っております。 これは、民間ベースでつくられたものですので、確かに経済効果もありますし、税収も伴っております。 それに合併後加えまして、町が主体的に取り組んだ記念館とみなみの里、これによっても観光的な経済効果を生んでいると、そのように考えているところでございます。 それと併せて、合併後の1つの特徴としてですね、ソフトの面では、私はちくちゃんが大いに活躍してるのではなかろうかと思っております。ちくちゃんの経済効果は、なかなか計り知れないんですけども、ただ活性化貢献はよくしているなど。 例えば、町のほうでも健康課のほうではですね、ちくちゃんマークのTシャツ、ポロシャツを作っておりますし、三輪小学校のPTAでしょうか、役員さんはみんなちくちゃんマークのTシャツなんかを着ております。また、三輪せんべいちくちゃんマークでございます。 そして様々な場面でちくちゃんが出てきてですね、筑前町はちくちゃんだというイメージがかなり強くなってきた、住民の方にも浸透してきたんじゃないかと。 これまた観光ではありませんけど、地域振興策の1つのチャンネルだろうと、私は思っております。 ですから、このちくちゃんというのは、確かに全体の流れに沿って出てきたんですけども、効果が出てきてるし、さらに活用が期待できるということだろうと思っております。 それと今、議員が質問されましたようにですね、そういった有名人、著名人等の活用等も本当に大事だろうと思えます。 かつてはゆるキャラが出ました。それからご当地ソングが出ました。ご当地グルメも出ました。そして今、観光大使等々が日本全国、様々な自治体で活躍をしている。あるいは活躍をしていない自治体もございますけれども、やはりこういったものは、取り上げるべきではなかろうかと思うところです。 時流に乗って、そして、柔軟に個性を出していくということは大事だろうと思っております。 また言われましたように、スポーツが盛んな町であることもわが町の特性であります。善しとしてですね、例えば今のオリンピック、あるいはサッカー、ラグビー、プロ野球等々見まして、かなりイメージカラーというのは強いんですね。真っ赤に染まった広島カープとかですね、それとかいろいろヤクルトもパラソルがありますけれども、そんなふうにシンボリックなものを出すということは、地域の活性化に、あまりお金をかけなくてできるということ、イメージソングも大事だろうと思えます。 そういったところも含めまして、ぜひ観光大使、町のイメージ大使、そういったことも検討していくことは、重要だろうと思うところでもあります。 私どもにもいろいろ情報が入ってきましてですね、去年はミス着物に本町出身の方がなっているんですね。これは、もっともっと紹介すべきだと思ったんですけども、正式には出てきてありません。 それから、今日ちょっと総務課長から聞いた話によりますと、ミスインターナショナルにですね、本町出身で山口県代表になっていると、そういったいろいろな方がおられますので、そういった情報をしっかり集めましてですね、人材バンクみたいなものから、そういった観光大使等々が生まれていけばいいなと思っております。 もちろん町田隼人さんもですね、本町のほうでもいろいろご活躍でございますし、本町出身ということで親しみもございます。しっかりあさくらを宣伝していただいております。1人の考えとしてですね、もっと多く議論を高めていくことが大事かなと思っております。
--	--

	非常に貴重なご意見ありがとうございました。
議 長	山本一洋議員
山本議員	ありがとうございました。 広島ではありませんけれども、筑前町も頑張っておりますので、神が下りてくるのではないかというふうに思っています。 さらに前向きな検討をいただきまして、住んでよかったと言えるような町づくりに向け、今後も努力していただきますようお願いをいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。
議 長	これで、4番 山本一洋議員の一般質問を終わります。
休 憩	
議 長	ここで休憩をします。 11時より再開します。 (10:51)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (11:00)
議 長	14番 河内直子議員
河内議員	質問に入ります前に、引き続き台風で被災された皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、今もまだ避難生活を余儀なくされている皆様方が1日も早く平常の生活に戻れますよう、心よりお祈りを申し上げます。 それでは、早速質問に入らせていただきます。 通告に従い、安心・安全のまちづくり、同和行政、農業を取り巻く問題について、大きく3点、お尋ねします。 初めに、安心・安全のまちづくりについて、2点お尋ねします。 まず、高齢者運転免許証自主返納支援事業について、お尋ねをいたします。 近年、65歳以上の高齢運転者によるアクセルとブレーキの踏み間違いや加速とバックのギアへの入れ違い等、高齢者が加害者となる事故が多発しています。中には死亡に至る事故も起こっています。 筑前町でも、今年1月5日の午後、松延のお弁当のヒライの駐車場で、高齢運転者の車が食堂に突っ込み、ガラスを壊すという事故が起きています。幸い食堂にはお客様がいなかったため大事には至りませんでした。が、一歩間違えば大惨事にも繋がりがかねないところだったと言えるのではないのでしょうか。 福岡県警察本部の資料でも、ここ3年間、平成25年度全事故件数43,678件のうち高齢運転者5,568件、平成26年度41,168件のうち6,951件、平成27年度39,734件のうち7,092件と、全事故件数は4,000件以上減っているにもかかわらず、高齢運転者の件数は1,500件以上も増加しています。 そんな中お隣の朝倉市では70歳以上の方を対象に、平成25年度からこの支援事業に取り組んでいます。 平成25年度は66名、26年度81名、27年度は104名の方々がこの制度を利用し、免許証の自主返納をされています。 支援の内容は、コミュニティバス等の回数券か路線バスIC乗車券カードで、どちらも1万円相当となっています。 福岡県内では10自治体がふれあいバス等の回数券、タクシー初乗り利用券、ICカード乗車券など各々独自の支援を行っています。 福岡県は、本年度予算に支援事業を実施している自治体に対し約470万円を計上し、上限1人2,500円までということで、50%の補助を行うとしています。

	筑前町でもこの高齢者運転免許証自主返納支援事業に取り組むべきと考えますが、見解をお尋ねいたします。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	交通安全に関する事務的内容でございますので、担当課のほうからご説明させていただきます。 県内での高齢運転者が加害者となる交通事故の割合が年々増加傾向にありますのは、先ほど議員がおっしゃいましたとおりでございます。 その中で筑前町に関しましては、昨年中175件の交通事故が発生しておりまして、高齢者が加害者となった件数が39件となっている状況でございます。 議員ご提案の高齢者運転免許証返納支援事業につきましては、県下10自治体を実施しているわけでございますが、その支援内容は自治体様々で、コミュニティバスやICカード乗車券、5,000円から1万5,000円分やタクシー利用券等、5,000円から3万円分など、免許証返納者に交付をしております。また、対象年齢も65歳や70歳、または80歳と様々となっております。 その他にもタクシー会社等の民間事業者の支援もございまして、その1つに西鉄バスは65歳以上のバス乗り放題定期購入の際に、割引サービスを行っているところでもあります。 本町の65歳以上の運転免許証保有者は、昨年末で4,733人おられます。そのうち9人の方が昨年自主返納をされているところであります。 本町では自主返納者への支援事業は特に設けておりませんが、先ほどの実施自治体での乗り物利用券発行につきましては、一時的に一定額支給するものでございます。本町の場合コミュニティバス利用は、何回乗車しても無料であることと公共交通機関との連絡をしていることから、自主返納者の方もちくちゃんバス、これを有効に活用していただくことにより、支援事業の位置付けにあるというふうにも考えられます。 また、国も高齢ドライバーの事故防止対策としまして、来年3月の道路交通法の改正によりまして、75歳以上の免許証更新時に実施されております高齢者講習、それと併せて認知機能検査での記憶力や判断力のレベル判定をより厳しくし、高齢ドライバーに対する認知機能のチェック体制がさらに強化されることとなります。 今後につきましては、高齢者対象の出前講座等の際に、自らの車の運転に不安を感じましたら、ご不便になると思いますが、加害者になる前に運転免許証の自主返納を促すようなお話をさせていただいたり、交通安全啓発と併せまして、運転免許証の自主返納も広報紙等で促しますとともに、議員おっしゃいましたように、当事業に対して県が補助金制度も実施しておりますので、事業採択を含めた調査検討を行いまして、安全、安心のまちづくりに向けた取り組みを行いたいというふうにも考えているところでございます。以上です。
議 長	河内議員
河内議員	課長の答弁の中にもありましたが、朝倉市でも公共交通利用促進策の一環として、この事業を行っているということを申し述べ、次に進みます。 次に、公契約条例について、お尋ねいたします。 公契約というのは、皆さんご承知のとおり、国や自治体が発注する公共工事や委託事業について、民間業者と結ぶ契約のことです。 OECDによると、日本国内で公共工事や委託事業にかかわる労働者は1,000万人を超え、その財政規模はGDPの15%、約65兆円から75兆円に達するとされています。 臨調、行革、新自由主義政策の押し付けにより、賃金や労働条件などを無視した公

	務、公共サービスの民間開放が急速に進められてきました。自由競争と財政難を理由とした一般競争入札の拡大、低入札による価格のたたき合い、ダンピング業者の介入が広がり、コストカットによる労働者の労働条件や働くルールが著しく低下し、官製ワーキングプアの増大となっていました。 地方公務員法では、自治体の非正規労働者は、半年契約、更新は1回までと定められています。そのため何年働いても毎年新規任用となって、賃金は上がりません。 民間委託の現場などで働く労働者も低価格入札による低賃金のため、非正規労働者を中心となっています。不安定雇用による経験蓄積の困難さや労働意欲の低下などが生じ、提供する公務、公共サービスの質の低下をもたらしていると言えるのではないのでしょうか。 それらは労働者の生活を困難にするだけでなく、利用する市民の利便性を損ない、さらには住民の安全・安心をも脅かし、命まで奪いかねない危険も持っています。 公契約法条例は、公共工事、公共サービスなどを民間事業者が発注して実行する際に、低賃金を背景とするダンピング受注を排除し、公務、公共サービスの品質確保、事業者相互間と労働者相互間の公正競争を実現することを目的としています。 法的には、契約自由の原則と民法537条、第三者のためにする契約に基づき、現場で働く労働者に契約で定めた以上の金額を支払うように、双方で約束し合うことを根拠とします。 ですから、最低賃金法などの強制法規ではなく、双方の合意という契約で成り立つ行政法となります。それが、約束が履行されない場合に行政法の範囲内での対応、ペナルティを課することができる規定を設ける根拠になるのです。 公契約条例で最も重要な要件は、賃金の下限設定です。最低賃金によらない、あるべき賃金額を定めることで、公契約条例の最大の効果が発揮できるようになります。 自治体が発注する事業において、入札制度の見直し、総合評価制度などの手法をどんなに使っても、労働者の賃金を規定することはできません。現状では公契約条例以外には、その方法がないのです。 2016年1月7日現在で、賃金下限設定を持つ公契約条例が18自治体で制定されています。賃金下限設定のない理念条例、基本条例も11自治体で制定され、10自治体が必要に基づく指針で公契約の適正化を目指しています。 公契約条例を実施している自治体で、実際に見られる効果は、現場労働者への周知と労働者保護の制度が必要であり、現場調査、通報制度の整備が有効です。賃金に見合う腕のいい労働者が集まり、工期も短縮でき仕上がりも良い、賃金の下限が定められているため、交通費などの余分な出費を避ける傾向が生まれ地元への発注が広がる。元請け業者の責任で、末端の労働者の賃金まで確保するために、重層下請けを避ける必要が生まれ、下請けの簡素化が進む。適正な賃金が支払われて、仕事への誇りが生まれ、やりがいを感じるようになり、労働者のモチベーションがアップする。公務、公共サービスに対する労働者の意識が変化し、福利厚生向上に寄与する公的仕事への責任を自覚するようになる。ブローカー、ギャング業者などが入札や請負等に参加できなくなり、悪質な業者を排除し、賃金が確保できるようになるなど、様々な効果が生まれています。 筑前町でも公契約条例を制定していただきたいと考えますが、見解をお尋ねいたします。
議 長	財政課長
財政課長	契約の関係ですね、現状のほうを報告をしたいと思います。町の現状ということでございます。 現在、町におきましては、積算根拠が明確にされております工事等について、入札においては、極めて低格なですね、低価格と申しますか、そういう入札は行われてお

	りません。先だって新聞にも出ておりましたように、どこかの市町村でしたけど、入札率95%以上が何割とか。 ですから議員さんおっしゃるような、低価格な入札というのはあつてないというふうに考えております。適正な積算根拠に基づいて積算されて、そして入札をしていただいておりますと考えております。 適正な契約価格による公共サービスと公共工事における質の確保、それから事業者による適切な労働条件の確保は行われておるといふふうに考えております。 その公契約条例というのを見てみますと、近隣では直方市がされておるようでございます。 条例を見てみますと、基本的には、いわゆる先ほど申されました最低賃金とかですね、その法をきちっとしなさいと、法令順守でやりなさいよというのが基本でございますし、そういうことが起こった時点でですね、直方市も議会の中でいろいろな質問がありながら行っているようでございます。 今現在のところ筑前町としましては、そういう状況はないというふうに判断はしておりますところでございます。以上です。
議 長	河内議員
河内議員	公務、公共サービスに働く労働者に、適正な働くルールと労働条件を確立し、公共事業を住民生活密着型に転換し、優先して地域中小企業に仕事が回れば、地域経済と雇用の再生、自治体の税収増収に繋がるということを申し述べ、次へ進みます。 次に、同和行政について、2点お尋ねをいたします。 まず、住宅新築資金等貸付事業について、お尋ねをします。 住宅新築資金等貸付事業は、平成29年度が最終償還期限となっています。この間、行政としてもたいへんな努力をされて、滞納の回収に努めてこられたとお察しします。 しかしながら、この滞納問題は遅々として、前に進んでいるとは言えないのではないのでしょうか。 まず、はじめに、現時点で滞納世帯件数、滞納金額、滞納期間はどのくらいあるのか、まずお尋ねをいたします。
議 長	人権・同和対策室長
人権・同和対策室長	お答えします。 現在77件、滞納額は、平成28年5月末現在で1億6,360万円でございます。 滞納期間につきましては、償還推進助成金の対象になったものを除けば、最長で、平成25年10月より入金がない方がおられます。 入金がない方につきましては、適宜債務の承認証を提出していただきまして、10年の時効がございますので、時効がないようにですね、管理を行っているところでございます。以上です。
議 長	河内議員
河内議員	次に、貸付時より相当期間が経っていますが、貸付原本はきちんと手元に保管されているのか、お尋ねをいたします
議 長	人権・同和対策室長
人権・同和対策室長	お答えします。 貸付原本につきましては、きちんと保管をしております。 また、契約書等の原本につきましては、貸付金の支払いが終わったときにですね、借受人に返却をしているというような状況でございます。以上です。
議 長	河内議員
河内議員	先日ある方から、住宅資金貸付を受けながら、県の同和住宅に住んでいる方がいる

	というお話をお聞きしました。そういう事実はあるのか。 また、滞納世帯各々借受人の方がその住居に居住しているのか、お尋ねをいたします。
議 長	人権・同和対策室長
人権・同和対策室長	お答えします。 借受人が複数の債務を抱えるなどして、住居を手放すということもあるということを知り及んでおります。別のところに住んであるということも聞いておりますが、件数等の把握はしておりません。以上です。
議 長	河内議員
河内議員	その件数の把握はきちんと調べていただいて、資料を提出していただきたいと思います。 その住宅の持ち主は、現在どなたがなっているのか、譲った時点で返済をされるべきだったのではと思いますが、見解をお尋ねします。
議 長	人権・同和対策室長
人権・同和対策室長	お答えします。 売却等で得られた利益等があったと思いますけれども、先ほど申しましたように、複数の債務を抱えているということで、そちらのほうに、まずは返されたのかなとは思っています。 また、抵当権とかの設定をしております。抵当権を設定していても、なかなか本町のほうにですね、配分がなされなかったということもございます。以上です。
議 長	河内議員
河内議員	普通一般の住宅ローンの場合、滞納が続けば金融機関が競売などの手続きを取り、回収します。 私も長い間議員をしましていましたが、この間競売に掛けられた物件は、1件だけと記憶しています。債権管理条例を制定し、その条例に基づき、適切に処理すべきではと考えますが、見解をお尋ねいたします。
議 長	人権・同和対策室長
人権・同和対策室長	お答えします。 債権管理条例につきましては、議員がおっしゃられました、県内の自治体を調べましたところ、福岡市をはじめ中間市、古賀市、芦屋市、近隣ではうきは市等が条例を設定しております。 この条例を制定するにあたりですね、住宅新築資金の貸付け分だけでいいのかということもございます。それぞれの徴税の関係もございますので、そういった多面的な債権をどうするのかということで、課がまたがってくるのではないかと思います。全庁的な調査を行いながら、研究していきたいと考えております。以上です。
議 長	河内議員
河内議員	債権回収に向け、さらなる努力をお願いし、次に進みます。 次に、部落解放同盟に対する補助金の削減について、お尋ねします。 これまでたびたび、1つの任意団体に対する補助金としては、あまりに高額な部落解放同盟への補助金の削減を求めてきたところです。 本年度やっと、わずか5%ではありますが、削減され、来年度さらに5%を削減するということになりました。 それでもなお600万円を超える、朝倉市、筑前町、東峰村、3団体では、平成28年度で1,746万1,000円という1,700万円を超える補助金となっています。 補助金の補助事業には、具体的には何があるのか、まずお尋ねをいたします。

議 長	人権・同和対策室長
人権・同和対策室長	お答えします。 朝倉地区の解放同盟に対しての補助金につきましては、事業をされる啓発関係の事業、それから、そこに勤めておられる人件費、あと地区の方の研修等の事業に充てているような状況でございます。 なお、報酬関係とかですね、給料の関係がほぼ４５％程度になっております。以上です。
議 長	河内議員
河内議員	補助金の大半が人件費ということです。報酬、給料の源泉徴収はきちんと出されているのか、チェックはされているのでしょうか、お尋ねします。
議 長	人権・同和対策室長
人権・同和対策室長	お答えします。 当然源泉徴収はされているというふうに理解をしております。以上です。 一応電話では確認をしております。源泉徴収はされているということでございます。
議 長	河内議員
河内議員	電話ではなく目視でチェックをしていただきたいと思います。 では、他の任意団体で、このような人件費を補助しているという団体があるのか、お尋ねをします。
議 長	人権・同和対策室長
人権・同和対策室長	お答えします。 これは、全庁的な補助ということで、本室が出しているものではありませんが、社会福祉協議会、シルバー人材センター等があると、財政のほうから聞いております。以上です。
議 長	河内議員
河内議員	今、課長、社会福祉協議会、シルバー人材センターとおっしゃいましたが、そこには補助金の４５％近い人件費が支払われているのでしょうか。
議 長	人権・同和対策室長
人権・同和対策室長	お答えします。 本室において、社会福祉協議会、シルバー人材センター等々からの決算書等はいただいておりますので、詳細については回答はできませんので、ご了承いただきたいと思います。以上です。
議 長	河内議員
河内議員	先ほど課長の答弁の中で、事業として啓発、相談などを行っているという回答がありましたが、啓発については、人権教育啓発センターが設立されています。各種相談事業は隣保館事業として、取り組まれているのではないのですか、お尋ねをします。
議 長	人権・同和対策室長
人権・同和対策室長	お答えします。 ただ今、議員がおっしゃられましたように、平成２７年の４月から朝倉地区の人権情報啓発センター設立、また隣保館等でも相談事業を行っております。 朝倉地区の地協でもですね、そういった取り組みをなされているということで、幅広い窓口を設けて、そういう相談に乗っているような状況でございます。以上です。
議 長	河内議員
河内議員	それでは、町長にお尋ねします。 平成２７年第４回定例会に折に、お隣の筑紫野市の事例をお話しました。 平成２３年当時、人口１０万、財政規模２９０億の筑紫野市の部落解放同盟に対す

	る補助金が約696万円、人口3万、財政規模140億の筑前町が658万円、4年経った平成27年、筑紫野市、財政規模310億の中で約564万円、筑前町、財政規模130億の中で約669万円というお話をしたと思います。 補助金の大半が報酬、給与、研修費という補助金のあり方について、また、筑紫野市との開きについて、どういうお考えをお持ちでしょうか、お尋ねをいたします。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 まず、自治権を持つ筑紫野市の事情と、等々については立ち入るべきでないと、私は理解いたしますので、この額が、私どもの町と比較して、どうであるということではですね、この場の発言としては控えさせていただきたいと思っております。 それから、中に人件費を含めることについてのご質問でございますけれども、運営内容についてはですね、それぞれの組織がですね、判断されることであり、その内容をチェックしながら補助金は交付していると、そのように仕組みからなっておりますので、人件費の割合とか事業費の割合等々について、別段の定めがない限り、要綱に沿ったものだ、そのように理解しているところでございます。以上でございます。
議 長	河内議員
河内議員	補助金については、さらなる削減を求めます。 先の国会で、部落差別の解消の推進に関する法律案が提出され、継続審議となっております。同和対策特別措置法制定後、同和地区を指定し、33年間国と地方自治体で16兆円の財政を投じて、地域の実生活環境は大きく改善し、社会的な交流も進みました。 2002年に特別法は終了し、一般対策へ移行をするとした総務省の主な理由は、同和地区の実態が改善され、一般地区との格差が差別を生むという状況は、一般的にはなくなっている。地域改善対策を著しく優遇しては、国民的コンセンサスは得難く、社会的公平を確保することにはならない。同和関係者等に対する優遇措置を続けることは、一般国民の新たな差別意識の要因の1つとなっており、その是正をはかることが、心理的差別の解消にとって極めて重要であることとあります。 また、平成14年3月発行の総務省同和行政誌では、全国の同和地区を一律に低位なものとしていくことは、同和地区に対するマイナスイメージの固定化になりかねず、特別対策をいつまでも継続していくことは、問題解決に有効とは考えられない。同和地区関係者に対策を限定した施策を継続することは、実務上困難になっていることである、と記述されています。 部落差別の解消の推進に関する法律案は、部落と部落差別を固定化し、解決を阻害するものであるということを申し述べ、次に進みます。 最後に、農業を取り巻く問題について、お尋ねをいたします。 T P P 批准をさせないためにも、国に自治体として声を上げるべきでは、という用紙です。 安倍自民・公明政権は、秋の臨時国会で、T P P 承認案と関連法案について、国会での批准を狙っています。菅直人政権がT P P 交渉参加を持ち出してから5年になろうとしています。 農業、農家、農業関係者を中心に反対の声が高まり、自民党はぶれないT P P 断固反対、うそをつかないというポスターを全国各地に張り巡らしました。 北海道では経済界や医師会、消費者団体を含めたオール北海道で反対運動も行われました。安倍政権の下でのT P P 交渉中にも、全国各地で学習会や街頭宣伝、国会要請なども行われました。 日本農業新聞が、農家、農業者へ1,000人規模で行ったモニター調査によれば、

	ＴＰＰの合意内容と国内対策を踏まえて、「不安が払しょくされたのか」の問いに、「全然払拭されていない」との回答が７１．２％に達し、「少し払拭されたが、まだ不安」を加えると９割超えにも及びます。これは、西日本農業新聞３月３１日付に載っております。 政府の試算によらず独自の影響試算をしているＪＡや地方自治体も相次ぎ、例えば、政府が影響額ゼロとしているお米だけでも、青森、福井、滋賀、和歌山、熊本の５県が独自に試算に、精算減少額は合計で８２．２億円に上ります。 多くの農家、農業関係者や地方自治体は、ＴＰＰに対して懐疑的な見方をしているのではないのでしょうか。 ＴＰＰは、関税撤廃が大原則のため、農林漁業に与える影響が大きいことはもちろんですが、安倍首相は、ＴＰＰはアベノミクスの切り札と述べましたが、締約国からの投資を呼び込むにとめず、海外企業の日本展開をも促進しています。そのため国内の規制緩和を進めるのがＴＰＰです。 進出企業は、他国の行為が自社の利益を阻害しているとすれば、ＩＳＤＳにて訴えることもできます。情報のみならず、各国の政策立案過程にも利害関係者、つまり多国籍企業が関与できる仕組みとなっています。誰のために結ばれたＴＰＰなのか、中身を見れば一目瞭然と言えるのではないのでしょうか。 この間の国会審議の中でも、国会に提出された甘利前ＴＰＰ担当大臣とフロマンアメリカ通商代表との会談記録は、全体４５ページで、その時々 の 会 合 名 と 日 に ち が 記 してあるだけの黒塗り、のり弁の資料でした。森山農林水産大臣の答弁で、農産物重要５品目は守られていないことが明らかになっています。 ＴＰＰは、国会で批准されなければ発動されません。農業を基幹産業としている筑前町です。町として国に対し、批准をしないよう求めるべきと考えますが、町長の見解をお尋ねいたします。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 議員が質問されますように、土地利用型農業を推進する本町において、ＴＰＰは甚大な影響を与えるということだと認識しております。 私は、本町の米の価格が、６０ｋｇ当たり、１俵当たり１,０００円下がると、総生産額が約１億円下がる計算をしております。アバウトでございますけれども。 そういったことであって、米の価格が今後１,０００円、２,０００円下がっていけばですね、それだけ農家所得が減少するということは明らかだと思っております。 がゆえに、ＴＰＰを批准する説明の中で、十分なる補償の対応、国策としての対応策、あるいはそれに代わる農業の推進策を示していただきたいと、そのことをしっかり国に対しても要望していきたいと思っております。 ただ、一自治体の要望ではなかなか力不足でございますので、全国町村会等を通じてですね、町村会での決議を持って、代表が法務省のほうに、また内閣府のほうにですね、要望に行くというふうなことについて、私も賛成をしたいと、そのように考えております。以上でございます。
議 長	河内議員
河内議員	国会の短い審議の中でも、自民党も賛成した国会決議に反し、その条件を満たさないことは明らかだ、ということを申し述べ、私の一般質問を終わります。
議 長	これで、１４番 河内直子議員の一般質問を終わります。 これにて一般質問を終結します。
散 会	
議 長	本日の日程は、全部終了しました。

	次回は、13日、火曜日から決算審査特別委員会を開催します。 午前10時より開始します。 それでは、本日は、これにて散会します。 お疲れさまでございました。 (11:43)
--	--